

定 款

CKD株式会社

CKD株式会社 定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、CKD株式会社と称する。
また、英文では CKD Corporation と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 自動包装機械、電池製造機械、画像処理検査装置その他産業用自動機械、装置及び部品の製造販売
- (2) 空圧機器、流体制御機器、電動機器その他産業用機器及びこれらに関するシステム機器の製造販売
- (3) 産業用ソフトウェアの製作販売及び情報処理サービスの提供
- (4) 前各号に関連する機械・装置・機器・部品・ソフトウェアの設計、施工、賃貸、保守及び技術指導
- (5) 前各号に関連する商品の購入販売
- (6) 前各号に付帯又は関連する一切の事業
- (7) 前各号に関連する事業を行うものに対する投資

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を愛知県小牧市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞及び中部経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、2億3,300万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第12条 定時株主総会は毎年6月に、臨時株主総会は必要に応じて、愛知県小牧市又は名古屋市にてこれを招集する。

- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役会長又は取締役社長がこれを招集する。取締役会長又は取締役社長に事故があるときなど必要に応じて、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(議長)

第14条 株主総会の議長は、取締役会長又は取締役社長がこれにあたる。取締役会長又は取締役社長に事故があるときなど必要に応じて、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議要件)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権ある他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。ただし、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条 当会社に10名以内の取締役を置く。

(選任の方法)

第19条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

② 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

② 代表取締役は、取締役会の決議に従い、会社の業務を執行する。

(役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を置くことができる。

(報酬等)

第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によってこれを定める。

(相談役)

第24条 取締役会は、その決議によって相談役若干名を置くことができる。

(取締役会の招集)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長又は取締役社長が招集する。取締役会長又は取締役社長に事故があるときなど必要に応じて、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。

② 前項の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日から3日前に発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第 27 条 取締役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会の定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の同法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第 29 条 当会社に 4 名以内の監査役を置く。

- ② 補欠監査役選任決議の効力は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(選任の方法)

第 30 条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(常勤監査役)

第 32 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(報 酬 等)

第 33 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によってこれを定める。

(監査役会の招集)

第 34 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日から 3 日前に発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

(監査役会規程)

第35条 監査役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会の定める監査役会規程による。

(監査役の責任免除)

第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第37条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第38条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第39条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- ② 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第40条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

昭和18年	4月 2日	制定
昭和20年	8月15日	改正
昭和20年	10月 1日	改正
昭和21年	12月31日	改正
昭和23年	4月 5日	改正
昭和23年	8月31日	改正
昭和24年	1月20日	改正
昭和26年	11月26日	改正
昭和27年	11月27日	改正
昭和30年	5月28日	改正
昭和32年	5月28日	改正
昭和34年	5月27日	改正
昭和36年	8月18日	改正
昭和37年	5月29日	改正
昭和38年	5月31日	改正
昭和38年	11月30日	改正
昭和50年	5月31日	改正
昭和54年	6月30日	改正
昭和57年	10月 1日	改正
昭和60年	6月27日	改正
平成 2年	6月28日	改正
平成 3年	6月27日	改正
平成 6年	6月29日	改正
平成10年	6月26日	改正
平成14年	6月27日	改正
平成15年	6月27日	改正
平成16年	6月29日	改正
平成17年	6月29日	改正
平成18年	5月 1日	改正
平成18年	6月29日	改正
平成19年	6月28日	改正
平成21年	6月24日	改正
平成24年	6月22日	改正
令和元年	6月21日	改正
令和4年	6月24日	改正